

## 独占段階の協同組合についての試論

武 内 哲 夫 \*

---

Tetsuo TAKEUCHI

A Preliminary Essay on Co-operation  
in Monopolistic Capitalism

---

### I 考察の前提—原型について—

戦後協同組合についての論議は、産業組合運動の活潑であった戦前に比べて、はるかに科学的な論議としておこなわれてきた。とくにわが国の場合、協同組合の主要な形態は世界的にみても組織化の高さを誇る農業協同組合であり、それが戦後経済の急激な変貌過程で、組織・運営・経営の各局面において急速な解決を果さなくてはならない問題をかかえている。そして農村における主要な諸問題は、殆んど協同組合と何らかのかかわりを持って展開されてきたことから、協同組合は体制的な一独占と小農との関係が取り結ぶ矛盾展開の場として、極めて重要な意味を持っているといえよう。

本稿では問題を、(1)協同組合論を展開する場合、それはいかなる社会経済的的局面においてなされねばならないか。すなわち原型をどのように設定すべきかについて、協同組合成立の契機と型を通じて考察する、(2)さらに協同組合の商業資本的自立化の問題を、そして(3)協同組合存立のための矛盾の調整はいかにしてなされるか、という文脈に従って考察することにする。

まず協同組合の科学的な論議は、すぐれて商業経済論の諸範疇のもとでなされねばならないと考える。それは産業資本主義段階、独占資本主義段階において、それぞれ合理性をになった流通資本として編成・自立されなくてはならないものが、〈協同組合〉資本として一定の拘束をうけた形態として現われる結果、それが一体どのような矛盾展開をするかを考えるのが正統なコンテクストであると考えからである。この主張は何ら事新らしいものではなく、常識の域を破っていないかにみえる。しかし多くの協同組合論は、〈協同組合〉資本としての内的契機を特殊視し、資本主義と協同組合の内的契機、す

なわち人格主義、非営利主義、利用主義、配当原理などを対立させ、あたかもそれが〈協同組合〉資本の社会経済的運動法則であるかのように主張するという、いわゆる協同組合主義的偏向を論理的に持っていると考えからである。

協同組合が、流通局面以外でのたとえば生産上の機能を持つ場合には、それは協業概念などで把えるべきであり、流通・生産のそれぞれの機能が、同じ協同組合内部において機能しているにせよ理論的には一応分離して考察すべきものであり、ましてこの両者を連続して同一の論理で把えるべきでもない。

私は通常同一の原則や機能で扱われている二つの協同組合——その一つは *Rochdale* 労働者消費組合であり、他は、ドイツ・フランスに展開した小生産者協同組合——を別々の型として考えたい。それらに共通した人格的結合原理は、*Rochdale principle* として1937年のICA大会以来普遍的な原則として認められ、1966年のICA特別委員会報告においても確認されているようである。

しかし労働者の生活という単一原理に契機をもつロッヂデール原則と、本来的に小生産者の複合的な原理にもとづく小生産者組合を同一視することは、資本による収奪を契機とする以外に根拠の共通性を見いだしがたい。科学的協同組合論の展開者すらも、この対資本主義という内的契約に注目し、資本に対する抵抗性を評価しすぎ理論構成のフレームとしてしまった感が深い。ロッヂデール組合の場合にしる、何ゆえに彼らが協同組合という経営体を創造するに至ったかについて詳細な分析が必要とされるにちがいない。何となれば対資本の関係からは、労働運動の昂揚を必然化しえても協同組合運動の必然を論証しえないからである。そこには当時のイギリスにおける賃労働者形成の未熟、すなわち小商品生産者から析出されたばかりの労働者の存在を考慮しなくてはならないであろう。

対資本に対する没落小生産者層の小生産者的発想、それが協同組合結成の契機をなしたと考えることができるのではなかろうか。<sup>(2)</sup>

問題は、資本家と労働者に完成化した資本主義のもとでの労働者消費組合の存在論理と、資本制生産のもとでの小生産者経営における協同組合の複合原理を基礎としたそれとの対比である。諸論者は、完成した資本主義における協同組合を考え、その上にたって資本主義体制下に残存する小生産者協同組合を考<sup>(3)</sup>えるか、あるいは、資本主義的市場展開における未完成段階における小生産者の対応・抵抗として小生産者協同組合を考<sup>(4)</sup>えるかの二つを文脈の出発点に置いている。

しかしこれらの見解について私は次のように考えたい。

労働者消費組合にしる、小生産者協同組合にしる、資本主義のもとで残存する前期的商人資本の収奪に対して協同組合を結成することは、収奪排除という主体的契機と、前期的商人資本の排除によって合理的な流通機構の編成・整備を求める資本の客体的契機との合一を意味する。*Rochdale* の組合にしても、*Schulze Delitzsh, F.W. Raiffeisen* の組合にしてもこの点に関しては共通の結成契機を持っている。

しかしながら *Rochdale* 型のものを原型とすることは、近藤康男教授の主張されるような商業利潤排除機能として協同組合を定義するためには好個の型であっても、小生産者の複合原理にもとづく協同組合結成の内的契機を捨象することになる。さらに労働者消費組合は、先述したように生活資材購入という単一な原理を基盤とし、単一な労働者を構成員とすることから、組合員需要による制約を極めて受

け難い。また後述する自立化への条件を小生産者組合に対してはるかに持っていると思われる。これに対して小生産者協同組合の場合は、組合員結合が組合員の属する小経営を媒介としてしか果されない。この点に関して単純な結合としての労働者消費組合と基本的に協同組合結成上の条件を異にする。従って販売・購買の事業そのものが、各小経営の存在形態を媒介とすることによって本来的に矛盾を内包しつつ展開されることになる。この矛盾を前提した協同——だがしかし、矛盾を前提したうえでの結成は、矛盾を調整しうべき協同効果の存在がなくてはならないことと、協同効果を平準化せしめる組合員の実質的平等性が何らかの形で存在していなくてはならない——こそが協同組合に価するものであって、組合員需要にもとづく拘束の問題も、自立化の問題もこの事実を照らして説明されなくてはならない。

歴史的にみると労働者消費組合としての *Rochdale* の組合が、イギリスにおいては都市手工業に波及し、大陸においては後進資本主義国ドイツで都市手工業における *Schulze Delitzsh* の組合、農民負債の解消をめざす *F.W.Raiffeisen* の農村協同組合として展開してゆき、イギリスにおいて協同組合が農業を把えるのは、農業におけるブルジョア的展開が独占の成立によって阻止され小農の展開への傾向を俟ってのことである。<sup>(5)</sup> この事情は各国資本主義の発展段階差とその産業構造の差異に伴う小生産の分化・分解の形態に対応して協同組合が生成した事実をさし示している。このことを渡辺氏は「協同組合は、工業における資本主義の展開が、特に工場制工場の展開が、まだ全生産分野をのみこまない時期、すなわち、手工業の存在、あるいは農業における広汎な前資本主義的生産様式の存在を前提にして、いわば、産業間および国家間における資本主義の不均等な発展を前提として発生しているものだといえる<sup>(6)</sup>」と主張されている。

従って、協同組合は資本主義的分化の出発点である小生産者の協同組合の中にその本質的な特徴をみることができるという、いわば遅れた前資本主義的生産組織における〈経過的経済組織〉として考えられることになる。

しかしこのような経過的経済組織としての協同組合は、小生産発展のマニファクチュア段階への階梯として有意性を持ち、その発展の一定の *Scaled economy* は、資本家的企業へ転化してゆく可能性をもつことは言うを俟たない。また歴史的事実もそうである。(多くの手工業協同組合がマニファクチュア展開をしたり、いわゆる農民資本による協同加工場や製絲組合が資本として自立していった過程を考えよ。)

従ってこうした経過的経済組織としての協同組合を考えることは、井上晴丸教授のいわれるような労働者消費組合原型論に積極的な反論となりえない。そこには〈経過的〉という意味の契機の差異、単一原理によるか複合原理によるかの差異しかないことになる。

前述のように既存の論点をみたくうえで、私は次のように考えるべきではないかと思う。これについては現実が決して私のいうように整序されているわけではなく、上述した形態での協同組合の諸側面が複雑に入りまじっていることを断わっておこう。

第一に労働者消費組合原型は、完成した資本主義社会では労働組合に従属したり、大規模資本の合理性に優る存在条件を持ちえぬ限り存在の有意性を持ちえない。第二に、小生産者の分解過程における経

過的経済組織としての協同組合は、資本の論理の貫徹化に資本そのものへの転化の可能性を持つものとして存在する。

だから資本主義社会において協同組合が、存在の法則を持ちうるのは、構造的に小生産者が滞留せしめられた独占資本主義段階においてではないかと考える。独占資本主義段階において、絶えずブルジョアの展開を成し遂げようと運動しつつも、結局は小生産のフレームを破りえない小生産者、その経済組織としての協同組合に現実的な存在の条件は与えられることになる。

## II 独占段階における協同組合の商業機能

ここで独占段階での商業独占と協同組合の関係について若干考察してみよう。

生産過程における生産および資本の集中・集積は流通における資本の集中・集積の前提条件をつくりだし、また生産過程の規定的地位に基づいて流過程での大規模化が必然的に編成されてゆく。これは商業資本間における競争が流通における独占の形成を帰結することを物語っている。競争の累積過程において成立した独占商業資本は、平均利潤でも、資本の回転促進からくる特別利潤でも満足することなく、自由競争の止揚、特別利潤の固定化を生み出すことになる。かくして商業における独占は、自由競争をいとなむ個別商業資本を放逐し、金融資本の一分枝としての独占的商業による商業排除 *elimination of middleman* をおこなうことになる。

しかしいうまでもなく商品経済社会においては、自由な競争であろうと、不完全な独占的競争であろうと、価値法則の支配をまぬがれることはできない。従って生産された総価値は、実現された総価格と等しくなくてはならない。しからば独占的競争の場合、平均利潤をうまわまる独占利潤の確保はいかにして保証されるか。第一にそれは、独占的商業以外の商業における利潤を平均利潤以下におし下げることであり、第二に商業労働者に対する剰余価値率を高めることであり、さらには独占的商業からの、商品購買者に対して価値収奪をおこなう、すなわち不等価交換を強いることである。

この商業独占の原則に協同組合はいかに答えているであろうか。第一に協同組合は、衆知の非営利主義をたてまえとしている。(実はこの非営利主義ということについては〈協同組合〉資本の存在のもとで若干の疑義があるのであるが、要するに組合員需要による拘束のもとで、利潤追求にかわる奉仕原理と考えておこう。) すなわち平均利潤を確保しなくてはならないという性格が、一般的に考えられた非営利原則によって否定されている。協同組合がその組合員をめぐる競争相手としての商業との間に等しい利潤が保証された場合においても、独占的商業の最大限利潤追求の好個のものとして受入れられることになる。そしてまた協同組合は、積極的に商業排除の機能をおこなってくれることになる。第二に商業独占がおこなう商業労働者収奪と同様な利潤保証行為は、協同組合においては、組合員の相互扶助・奉仕という原則に従って内部的に円滑に遂行されていく。このことは独占商業資本の価値収奪に対する弾力性を協同組合が内部的に遂行してゆき、最大限利潤保証の条件を形成することを意味する。第三に、協同組合という組織の存在は、系統利用＝組織化された流通経路の設定を意味する。商業資本の自立化そしてその独占化を必然化した販売の偶然性は、系統利用という組織的に整備された流通経路

の確保によって、好個な商品のための実現パイプで克服されてゆく。

このように協同組合は独占的流通過程において、すぐれて独占のパイプとしての性格を持つことになり、構造的に資本主義的商品流通の機関として、その体制的有意性を流通過程で持つことになる。

協同組合の発生契機は、先述したように小生産の分解過程や前期的商品資本の収奪に対抗する意味での労働者消費組合にみいだされるであろうが、それが本来的メカニズムを体制的に発揮するのは独占資本主義段階において、構造的に析出された小生産者の協同組合においてであると考えられる。この意味において協同組合は独占資本下の農村にもっとも典型的にあらわれることになる。

### Ⅲ 協同組合の自立化と矛盾

協同組合が資本にとって望ましい存在としてあらわれるという文脈を引きついで、次に小生産者協同組合は資本としてどのような機能と存在を持つであろうか。

奥谷松治氏は農協資本の本質について、「農協が成立して農産物の共販事業に進出する過程は、商人資本の対立者としてあらわれる。国内市場の形成に応じて農産物の需要が組織化されるのに応じて、農民の共販組織はその対応として発展する。共販組織が商業利潤の合理化を促進し、これにより農業所得が増大する限り、生産者と共販組織の間にはなんらの矛盾を生じない。しかし共販組織による流通の合理化は、それが生産者である農民から自立化し、商人資本として機能するところからはじまる。」とのべられている。この自立化の問題をめぐって、近藤康男教授や菅沼正久氏の批判<sup>(7)</sup>があることは衆知であろう。すなわち近藤教授は、協同組合は「その組合員の消費生活なり営業に直接役立つところの『施設』という性格を負うところに協同組合と株式会社の差がある。協同組合は一個独立の企業体の理論だけでは動くことができず、組合員の持っている性格に拘束される」とされ、「拘束された商企業」としての規定を与えられる。また菅沼氏は奥谷氏の自立化の意味を問うて「協同組合が組合員経済から『自立化』するとは、どのような意味を含むものであるか。自立化することは、組合に加入し組合を構成している組合員の一人一人の家計や生産経営にたいして、組合経営が別個の収支勘定をもっていることを指すのか。または『自立化』を『自由な資本移動』と理解するならば、協同組合資本はそうした自由な移動を行ないうものであろうか」と主張されている。菅沼氏の引用論稿には後述の文脈に関わらせると若干の疑点があるのであるが、ここでは奥谷氏の自立化説に対する批判点のみに止めておこう。

そもそも商業資本の自立化とは、一体どのような契機と内容を含むものであろうか。商業資本とは「商業資本として自立する以前に、すでにその形態と目的とによって分割されていた社会の資本の一部が特殊な種類<sup>(8)</sup>の資本として自立したものであるが、他方資本主義の発展は、商品販売の偶然性をますます増大させその克服をせまる。この販売の偶然性に対し商業資本の自立化はどう応じてゆくのであろうか。

商業資本の自立化を説明するためには、単に個々の産業資本家の商人への販売の容易さをもってしては説明は十分でない。単純商品生産の場合には、商人への販売が生産者の消費資料の獲得にあった限りにおいては、そうもいえたであろうが資本制経済の完成段階では異なる。すなわち「販売は前貸した

資本を回収し、生産された剰余価値を実現することを目的としているし、そのことに対応して商業資本は社会的資本の一部をなすに過ぎないもの<sup>(10)</sup>であるから「商人への販売の容易さ、安価さではなくて、商人による販売の容易さ、安価さによってはじめて説明すること（傍点武内）<sup>(11)</sup>」ができる。さらにはそれが多数の産業資本の商品資本から貨幣資本への転形を、社会的に集中化しておこなうところに商業資本自立化の必然性が与えられるのである。G—WやW—Gでなく、G—W—G'という機能をすぐれて社会的に遂行するものとして、その必然性は与えられる。こうしたことを前提にして、協同組合における資本は組合員に対してどのように位置づけられるかを考えてみよう。

奥谷氏は協同組合資本の自立化を、それが流通をになうがゆえ「商人資本としての属性が機能的に経済体として自立化する」といわれる。しかしこれは一般的な自立化の指摘であって、協同組合資本における特殊性を考慮しておられない。その意味では、協同組合資本が商業資本として自立するためには、G—W—G'の過程で、平均利潤率の形成に参加し、その形成過程での自由な資本移動が伴わなくてはならないとする菅沼氏の指摘は当をえていることになる。「協同組合の行なう各種の流通事業分野への資本投入は、利潤の大小を指標とするものではなく、組合員経済を補充するという需要に求づくものである」<sup>(12)</sup>から純粋な商業資本としての運動をなしえないことになる。近藤教授が「拘束された商企業」と、美土路教授が「経過的不完全資本」と、また伊東勇夫氏をはじめ多くの論者が、組織体的性格と経営体的性格との矛盾としての二重構造や重層構造と呼んでいるいわれはそこにあるのである。だが概念的に協同組合としての拘束性を認めたとにしても、組合員需要による拘束性の具体的な現象とその影響の分析については諸論者を通じてない。とくに現時点での自立化についての考慮には地域組合化と職能組合化が対立＝分離して現われているところからみて重要な問題を含んでいる。

ここではまず菅沼氏の資本概念についてみてみよう。氏は上述の拘束性のゆえに協同組合資本は商業資本として自立しないとされる。しかし、「協同組合がある特定の流通分野に資本を投下して、商品交換の媒介の機能をはたす以上、その資本は利潤を取得する」、「資本運動が平均利潤率の形成に規定的に参加しないが、平均利潤を取得する」<sup>(13)</sup>とされる。

しかし資本は自由な運動を伴ってはじめて、平均利潤の付与の保証を与えられるのであり、しからざるところでその保証はない。得るところのものは利潤一般であり平均利潤ではない。そのことはまさしく菅沼氏のいわれるように、出資に対する利子配当制限や利用高配当原則は協同組合内部の私的な恣意的な契約によるものであり、協同組合資本の利潤追求を否定するものでないところから生じる。利潤追求はそれのもたらす結果さえ考えないならば、何ら協同組合原則に抵触しない。もともと利潤否定への社会経済的要因を協同組合は、実は持っていないのである。むしろ拘束性と呼びならわされているものは、組合員構成の実態、端的には小経営の分解形態にのみ拘束されて生じる拘束性なのであり、一般的な拘束性で利潤追求を拘束することは意味がないといわなくてはならない。こうした事情は渡辺氏の指摘にもあるように<sup>(14)</sup>、協同組合労働者の賃金が外部賃金と平準化しようとしたり、協同組合が流通施設などのために外部資金を貸り入れたりした場合、当然協同組合は他の企業体との平準化運動を持たざるをえなくなる。同じことは、組合員と協同組合の関係について組合員の組合の利用選択の局面についてもいえる。極端に言えば組合員の協同組合への期待は、平均利潤を越える利潤の獲得にかけられている

ともいえる。

そもそも協同組合の価格をめぐる競争条件は、一般商業資本が  $(C + V + m) - \{(R + S)P' + S\}$  [ $C$ :不変資本  $V$ :可変資本  $m$ :剰余価値  $R$ :商品買取資本  $S$ :流通資本  $P'$ :平均利潤率  $= m - S / (C + V) + (R + S)$ ] で商品を買取り  $(C + V + m)$  で販売する、すなわち貨幣予備の社会的自立形態である  $(R + S)$  に対する平均利潤  $(R + S)P'$  を獲得する (もちろんいうまでもなくこの利潤源泉は産業資本において形成された剰余価値であり、その利潤取得は商業資本のもとでの商業労働者に対する不払労働による) のに対し、協同組合は市価基準で、すなわち  $(C + V + m) - \{(R + S)P' + S\}$  で買入れたものを、 $(C + V + m)$  でなく実質的には  $(C + V + m) - (R + S)P'$  で販売するところにある。またいいかえるなら  $(R + S)P' + S - S'$  ( $S'$  は協同組合における流通費用) が組員剰余となる。組員利用の選択を考えると、この  $S'$  が充分小でなくてはならない。これを *cooperative effect* と呼ぶなら、協同組合においてこれを高めるものに組織化された流通経路とそれに伴う流通費用の節約があろう。しかしこのことは逆に組織的な拘束による不効率、たとえば経済性を無視したサービスを生むことになる。応々にして投下流通費用の節約は、低位な資本構成と組員労働者の低賃金を支柱として成立してきたと考えられるが、商業資本との競争は、サービスの高度化、賃金の上昇を招く結果組合経営の効率化は困難でコスト高を招いてゆくこととなる。こうして協同組合の資本主義的経営体としての性格は強められることはあっても弱められることはなく、むしろ企業体化こそが存続のための条件となるのである。

わが国における農協の事業をみても、組員需要の拘束、すなわち使用価値の組員需要との結びつきの差異に従って共済・信用・購買・販売とその事業成果の差を明らかにしている。そして組員需要による拘束は、不利益事業を捨てさらないという限りにおいて意味を持っているが、自立可能事業の庇護のもとに、皮肉にも組員需要による拘束を果していることになる。

#### IV 矛盾の調整

しかし上述したところからは、自由な資本移動という問題をめぐっての論議は果されていない。もし協同組合が平均利潤率の形成に規定的に参加しないまま、経営自立化の道を歩むとするならば、経営体としての存立の条件はいかにして満たされるかを考えなくてはならない。現実的には協同組合が利潤を追求し、それを配当という形で組員に還元したり、利用設備の整備に用いたりする限りにおいて何らの矛盾もでてこないように見える。しかしこうした問題が矛盾を生まないためには、組員である小生産者の〈実質的平等性〉が、何らかの形で前提されていなくてはならない。(協同組合原則の一つである議決権平等主義=一人一票制にしても、この実質的平等性の前提なしには小生産者組合の場合存続には困難が伴う。)

協同組合の利潤追求が、実質的平等性を失った組員の経営の間に利害対立を生み、それがますます平等制を失なわせるように作用してゆくなら、前述の *cooperative effect* は既存組員のもとでのそれだけでなく、*cooperative effect* が真の統一性をもったものとして一部組員階層のそれとして再編成さ

れなくてはならない。若林秀泰教授の「農協は経営体として積極的に利潤を追求すべきである」という主張は、まさしくこうした *cooperative effect* の階層間利害の上のつた、上層農的調整による合理性追求のそれであろう。ここでは協同組合の共助原則が経営体として自立することへの手段となる。そして協同組合の企業体への転化はその構成員である小経営の階層分解によって完成へと導かれる。

しかしここで反転して現実の独占資本主義段階における階層分解に眼をむけよう。そこでは内部的には絶えざる上昇化と対極における落層化を伴いながら、広汎な小生産者の滞留が特徴である。ここにおいて協同組合は、(1)一部上層経営の上向化に際して、彼らの職能組織としての合理性を要求されると同時に、(2)他面において崩壊層のプロレタリア化に伴う協同組合運営への意欲の喪失と生活組合化が要求される。そして困難なことには、前者すらも広汎な崩壊層の参加を協同組合運営の条件としていることである。

このような現状に対して協同組合は、次第に経営の運営上、階層分解にかかわりのない、すなわち組合員の生産行為にかかわりのない使用価値的に自由な側面へと、組成品需要による拘束を脱しようとする。しかし小経営が広汎に滞留している限り、組合員需要からの拘束を、完全に脱却することは困難である。またこの矛盾の中で協同組合が困難な存在を続けることは、小経営に対して、その分解を種々な局面から阻止してかかることにもなる。(協同組合はある段階において上昇経営の上向手段たりえても、反面においてそれは同時に分解阻止的なものである。何らかの意味において実質的平等性を保持しようというのが、協同組合の本来の出発点なのである。)

こうして展開する矛盾は、独占国家によって保証される。

協同組合の矛盾の止揚は、組合員経営のブルジョア的展開によって果される場合以外は、小経営の存在から協同効果を引き揚げた小経営自立を強いることになる。しかし広汎な収奪対象として小経営を維持し、かつ組織化された流通経路を保持するために、協同組合は独占国家によって保証されねばならない。かくして協同組合の独占国家への従属が成立する。菅沼氏が指摘されるように「農協が事業を通じてはたしている諸機能、農協の資本形成にみられる国家行政的性格、農協に対する国家の行政財政的保護の実情」<sup>(15)</sup>はまさしくそれを物語っている。いわば協同組合は、独占国家の保護をうけ、その使徒となる限りにおいて存在の基礎が与えられ、国家資本的展開をとげるに至ると考えられる。

国家資本 *state capital* については、〈ビスマルク的国有〉のような契機を別とすれば、本来私企業の採算がそなわらず私的所有と社会的生産の矛盾が、著しく顕われる部門における産業資本としての国家資本と、さらに利子生み資本として国家経済の諸部門に貸手としての国家によって投入される、財政投融資の形態をとるものが考えられる。それらは共に、(1)私的資本によって行なわれない困難な事業を代行し、その危険分担を行なう。(2)生産物の低価格供給を通じて剰余価値を私的産業資本に分与する。すなわち公共という名による経営収支の長期赤字化も、剰余価値の私的独占への補給を結果する。(3)長期低利融資によって私的資本の損失を補償し、利潤を確保させる。という効果を持っている。このように国家資本はかなう限りでの資本としての性格をもちながら、しかも無原則に利潤を追求し自己増殖を行なう価値としての性格を持たない。国家資本のこうした性格は、協同組合に体现化され、体制保持の政策的大系として独占国家において根をおろすということになる。

各国独占資本主義の下で、個有のボトル・ネックをなす農業においてそれが典型化することも当然であろう。協同組合組織が、独占の成立期と軌を一にして、国家的規模において系統化を完成するのも、単純に独占の収奪に対応するための系統化であるといえない体制上の根柢をもっとしなくてはならない。

## V 総 括

本稿において私の主張したことは、労働者消費組合にしる小生産者協同組合にしる、その組織基盤の差異はあっても、協同組合は自立化の契機をはらみつつ、その意味において経過的な資本として存在する。しかしその内部矛盾は何らかの形で止揚されなくてはならない。その一つは商業資本として自立化を完成することであり、それは組合員の階層分解の完成によってなしとげられる。しかし他面において、小経営の分解が経営の実質的平等性を喪失させながらも、広汎な小経営滞留という形で固定化する独占段階においては、その矛盾は協同組合の国家資本的展開によって、独占に従属・補強されつつ調整される。

この国家資本的展開が独占の高度な生産の社会化段階において、とくに農業の生産の社会化にどのような意味をもつものであるか、またそうした契機は何によって果されるか、更には農民的対応の可能性の所在はいかにして果しうるのかについては本稿で記しえなかった。(1966.11.29)

- 註 (1) 渡辺基氏は「協同組合原論の再検討」『農業協同組合』1966年10月号において、成立契機の差に従ってロッヂテール組合、小生産者組合、地主組合をタイプ分けしておられるが、前二者の対比に限ってはおられない。
- (2) 渡辺基前掲論文 P.32参照
- (3) 井上晴丸『日本協同組合論』近蔵康男『協同組合の理論』参照
- (4) 美土路達雄「協同組合の組織と経営に関する試論」渡辺基前掲論文
- (5) 伊東勇夫『現代日本協同組合論』および渡辺前掲論文参照
- (6) 渡辺前掲論文 P.35参照
- (7) 奥谷松治「農民経済と農協との矛盾」『農業協同組合』1959年6月号 P.65~66
- (8) 近藤前掲書および菅沼正久「協同組合の基礎理論」『農村研究』第20号を参照
- (9) 森下二次也『商業経済論』P.121
- (10) 森下前掲書 P.125
- (11) “ P.126
- (12) 菅沼前掲論文 P.76
- (13) “ P.76~77
- (14) 渡辺前掲論文 P.41~42
- (15) 菅沼前掲論集 P.84
- (16) “ P.84を参照